

5 医安第 875 号
令和 5 年 11 月 27 日

各関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについて、令和 5 年 11 月 17 日付け医薬発 1117 第 1 号で厚生労働省
医薬局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

医薬発1117第1号
令和5年11月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長

「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について

処方箋医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条第1項の規定により、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならないこととされており、この「正当な理由」が認められる場合の取扱いについては、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「薬局医薬品通知」という。）において定めているところです。

今般、「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施について」（令和5年11月17日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡）により、一定の要件を満たす特定の薬局に限定して、試行的に処方箋医薬品の販売を行う調査事業が実施されることを踏まえ、下記のとおり「正当な理由」について整理しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、当該整理については、調査事業の実施状況等を踏まえて適時に改正する予定であることを申し添えます。

記

薬局医薬品通知の一部を別添のとおり改正する。

(別添)

改正後	改正前
<p>第1 処方箋に基づく販売</p> <p>1. 処方箋医薬品について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正当な理由について</p> <p>新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>厚生労働省が実施する緊急避妊薬の販売に関する調査研究のために、当該調査研究の委託を受けた者が作成した研究計画書に基づき、研究協力機関である薬局が緊急避妊薬を販売する場合</u></p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第1 処方箋に基づく販売</p> <p>1. 処方箋医薬品について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正当な理由について</p> <p>新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p>